

#### 平成26年4月1日より一部負担金割合が見直しされます

平成25年12月24日 厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡 より 抜粋

##### ●見直しの内容

##### 1 70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合

70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合については、平成20年度以降、軽減特例措置により1割とする措置を講じてきたところであるが、平成26年4月1日以降は、以下のとおりとする。

- ① 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等※1について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養(医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下に同じ。)に係る一部負担金等の割合を医療保険各法本則の規定通り2割とする。※2

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の者

※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は、同年5月の診療分から2割負担となる

- ② 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等※3(以下「特例措置対象被保険者等」という。)については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割とする。

※3 誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者

平成26年1月28日 厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡 より 抜粋

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年 3月31日まで	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年 4月1日	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年 4月2日から 5月1日まで	3割	2割

#### ◎生年月日の確認をお願いいたします◎

70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合の見直しによる給付割合を、レセプトの生年月日により判断いたします。

誤った生年月日を記載されますと、医療費が正しく決定できなくなりますので、被保険者証等を確認のうえ、正しく御請求くださいますようお願いいたします。

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知 平成 25 年  
11 月 29 日付け保医発 1129 第 4 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

(平成 25 年 12 月 1 日より適用)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査 (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、リアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査 (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、<u>Scorpion-ARMS法を応用した</u>リアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、「2」</p>

算定する。  (2) ~ (5) (略)	の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。  (2) ~ (5) (略)
----------------------------	--

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知 平成 25 年 12 月 27 日付け保医発 1227 第 4 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

(平成 26 年 1 月 1 日より適用)

改正後	現行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査	第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査
D 0 0 7 血液化学検査 (1) ~ (44) 略 <u>(45) プレセプシン定量</u>	D 0 0 7 血液化学検査 (1) ~ (44) 略
<u>ア プレセプシン定量は、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「4 7」プロカルシトニン (P C T) 定量の所定点数に準じて算定する。</u>	
<u>イ 本検査と区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「4 7」プロカルシトニン (P C T) 半定量、プロカルシトニン (P C T) 定量又は区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「3 2」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>	
<u>ウ 本検査は、敗血症 (細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。</u>	

(46) ~ (48) 略

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1) ~ (18) 略

(19) ヒトメタニューモウイルス抗原定性

ア ヒトメタニューモウイルス抗原定性は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「2 1」RSウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査、本区分「1 1」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「1 9」ノイラミニダーゼ、若しくは「2 1」インフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「2 1」RSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「1 1」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「1 9」ノイラミニダーゼ又は「2 1」インフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。

ウ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。

(20) ~ (48) 略

(45) ~ (47) 略

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1) ~ (18) 略

(19) ~ (47) 略

<p>D 0 1 4 自己抗体検査</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p><u>(6) 抗ARS抗体</u></p> <p>ア <u>抗ARS抗体は、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「1 3」抗セントロメア抗体定性の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査と本区分「9」抗J o - 1抗体定性、抗J o - 1抗体半定量又は抗J o - 1抗体定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。</u></p> <p>ウ <u>本検査と本区分「9」から「1 1」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ3 2 0点又は4 9 0点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗J o - 1抗体定性、抗J o - 1抗体半定量又は抗J o - 1抗体定量を併せて実施した場合は1項目として数える。</u></p> <p><u>(7) ~ (24)</u> 略</p>	<p>D 0 1 4 自己抗体検査</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p><u>(6) ~ (23)</u> 略</p>
---	---

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	
医 科	入院	28,495	429,773	1,487,519,479	52,202.82	1,209	16,693	67,302,879	55,668.22
	入院外	1,125,585	1,798,418	1,525,461,758	1,355.26	51,758	81,897	78,725,496	1,521.03
歯 科	入院	157	1,149	6,133,558	39,067.25	8	98	336,784	42,098.00
	入院外	275,070	548,223	343,430,913	1,248.52	13,765	27,418	17,074,268	1,240.41
調 剤		718,324	885,639	818,638,287	1,139.65	32,466	39,025	40,144,512	1,236.51
訪 問 看 護		1,549	9,815	105,410,920	68,050.95	81	538	5,922,650	73,119.14
支 払 総 額		2,149,180	30,855,142,091			99,287	1,432,900,020		

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	
医 科	入院	35,564	602,442	1,864,375,496	52,423.11
	入院外	784,346	1,425,178	1,239,270,563	1,580.00
歯 科	入院	101	885	3,474,389	34,399.89
	入院外	122,285	253,783	167,165,312	1,367.01
調 剤		531,230	701,627	796,235,930	1,498.85
訪 問 看 護		1,538	11,231	123,307,290	80,173.79
支 払 総 額		1,475,064	0		

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	
医 科	入院	27,265	427,094	1,461,846,322	53,616.22	1,123	16,577	65,561,548	58,380.72
	入院外	1,131,778	1,775,339	1,518,386,996	1,341.59	51,653	80,437	78,689,428	1,523.42
歯 科	入院	133	869	4,124,917	31,014.41	9	50	226,496	25,166.22
	入院外	278,899	538,953	341,876,019	1,225.81	13,728	26,460	16,397,440	1,194.45
調 剤		729,386	894,146	873,642,442	1,197.78	33,039	39,566	42,049,691	1,272.73
訪 問 看 護		1,540	9,889	106,319,360	69,038.55	76	542	5,872,900	77,275.00
支 払 総 額		2,169,001	31,055,852,540			99,628	1,425,363,296		

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
	(処方箋枚数)	(日)	(点)	(1件当たり)	
医 科	入院	35,455	613,848	1,874,054,040	52,857.26
	入院外	789,559	1,395,945	1,233,299,929	1,562.01
歯 科	入院	87	816	3,357,760	38,594.94
	入院外	123,742	250,239	166,291,564	1,343.86
調 剤		540,883	709,540	846,641,254	1,565.29
訪 問 看 護		1,549	11,332	124,557,890	80,411.81
支 払 総 額		1,491,275	37,039,958,212		

◎ お願い ◎

**特定健診・特定保健指導の請求について**

特定健診・特定保健指導の請求は、国民健康保険診療報酬とは受付締切日  
が異なります。(毎月5日必着。ただし、5日が土・日・休日に当たる場合は、その日後  
最も近い平日。)  
なお、請求にあたっては国民健康保険診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いし

お問い合わせ先

千葉県国民健康保険団体連合会 総務部事業課保健事業係 特定健診担当  
TEL 043-254-7317・7358/FAX 043-254-7401

編集・発行人

発 行 平成26年3月14日  
発 行 所 千葉市稲毛区天谷6丁目4番3号  
千葉県国民健康保険団体連合会  
電話 (043)254-7174  
発行責任者 鈴木 善八  
編集責任者 杉田 さと子  
印刷所 (株)さくら印刷

資料

千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表

(平成26年4月1日現在)

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付
		記 号	番 号	有効期限 (平成)	
千葉市					
中央区	124016	31	1桁～7桁	26年7月31日	
花見川区	124024	32			
稲毛区	124032	33			
若葉区	124040	34			
緑区	124057	35			
美浜区	124065	36			
銚子市	120022	銚			3桁～6桁
市川市	120030	市	7桁	26年7月31日	
船橋市	120048	船	2桁～7桁	26年7月31日	
館山市	120055	05	8桁	27年3月31日	
木更津市	120063	06	7桁	26年7月31日	
松戸市	120071	松	1桁～7桁－1桁	26年7月31日	
野田市	120089	野田	8桁	26年7月31日	
茂原市	120105	茂	6桁	26年7月31日	
成田市	120113	成田	6桁	26年7月31日	
佐倉市	120121	倉	6桁－1桁	26年7月31日	
東金市	120139	13	6桁	26年7月31日	
習志野市	120162	16	8桁	26年7月31日	
柏市	120170	柏	6桁	26年7月31日	
勝浦市	120188	18	8桁	26年7月31日	
市原市	120196	市原	7桁	26年7月31日	
流山市	120204	流	6桁	26年7月31日	
八千代市	120212	21	7桁	26年7月31日	
我孫子市	120220	我0～我9	8桁	26年7月31日	
鴨川市	120238	23	8桁	27年3月31日	
鎌ヶ谷市	120246	鎌	5桁	26年7月31日	
君津市	120253	君津	2桁～8桁	26年7月31日	
富津市	120261	富津	5桁	26年7月31日	
旭市	120279	27	8桁	27年3月31日	
いすみ市	120410	41	6桁	26年7月31日	
匝瑳市	120428	42	7桁	27年3月31日	
南房総市	120436	43	7桁	27年3月31日	
香取市	120444	香	8桁	26年7月31日	
山武市	120451	45	6桁	26年7月31日	
浦安市	120519	浦	3桁～7桁	26年7月31日	
四街道市	120543	54	8桁	26年7月31日	

※ 毎月、被保険者証の確認をお願いします。

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付
		記 号	番 号	有効期限 (平成)	
酒々井町	120550	酒〇〇	4桁	26年7月31日	
八街市	120568	56	4桁～5桁	26年9月30日	【結核10割】
富里市	120576	里	6桁－1桁	26年9月30日	
白井市	120592	井	6桁	26年7月31日	
印西市	120600	印	6桁	26年7月31日	
栄町	120626	栄	6桁	28年3月31日	
神崎町	120642	64	7桁	26年7月31日	
多古町	120691	多	5桁	27年9月30日	
東庄町	120717	71	7桁	26年7月31日	
大網白里市	120766	76	6桁	26年7月31日	
九十九里町	120774	77	6桁	26年7月31日	
芝山町	120832	83	6桁	26年7月31日	
一宮町	120840	84	8桁	26年7月31日	
睦沢町	120857	睦	6桁	26年7月31日	
長生村	120865	86	8桁	26年7月31日	
白子町	120873	87	8桁	26年7月31日	
長柄町	120881	88	8桁	26年7月31日	
長南町	120899	89	8桁	26年7月31日	
大多喜町	120907	90	8桁	27年7月31日	
御宿町	120923	御	7桁	26年7月31日	
鋸南町	120972	97	6桁	27年3月31日	
袖ヶ浦市	121046	袖	7桁	26年7月31日	
横芝光町	121053	横芝光	1桁～6桁	26年7月31日	
県医師国保組合	123018	千医国01～ 千医国23	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－2桁～3桁	27年3月31日	
県歯科医師国保組合	123026	千歯国01～ 千歯国10 千歯国12～ 千歯国22	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－1桁～3桁	27年3月31日	
県薬剤師国保組合	123034	38	8桁	27年9月30日	

※ 当該一覧表は、平成26年4月1日現在の調査により作成したものです。被保険者証の切替時（有効期限を参照）には表記より記号・番号（桁数等）が変更になる場合もあります。毎月の被保険者証の提示喚起及び確認をお願いいたします。